

別記様式第1号(第四関係)

春江地区活性化計画

福井県・坂井市

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	春江地区活性化計画		
都道府県名	福井県	市町村名	坂井市
		地区名(※1)	春江地区
		計画期間(※2)	平成27年度～平成29年度

目 標 :(※3)
 農林水産物直売所、農家レストランを整備し、地域で生産される農産物の販売力強化と地域農業振興の促進、また三国温泉の宿泊施設などの観光資源と連携した農林水産物の体験活動を通して、周辺環境整備した施設に訪れる地域外との交流人口を増加させることにより地域の活性化を目指す。
 具体的な数値目標として、平成24年～平成26年の入込客数6,256,773人に対し、平成27年～平成29年の入込客数6,682,689人を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

坂井市は福井県の北部に位置し、平成18年3月20日に坂井郡三国町・丸岡町・春江町・坂井町、4町が合併して誕生。市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流し日本海に注ぎ込み、中部には福井県唯一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地および丘陵地が広がっている。土地利用を地目別にみると、田畑が約36パーセント、山林が約31パーセントを占めており、豊かな自然環境に包まれている。

当該地区は、坂井市の市街地形成区域、三里浜地域を除く農村部であり、住民の多くが農業、特に水田農業が中心である。近年は、国営および県営事業により農業用水のパイプライン化が進み、水田園芸にも積極的に取り組んでいる。

現状と課題

当該地区は、農林漁業が経済的基盤の重要な一つであるとともに、住民の多くは農林漁業を維持したいという思いが強い。しかしながら、水田農業が中心であったため、農産物等の販売力、販売先の開拓などが遅れ、新たな園芸生産の推進が困難な状況である。直売所は点在しており、地域の農産物を集約して販売する施設、新鮮な食材をその場で提供する総合的な施設がない。このため、地理的条件や規模の大小に左右されず安定供給体制を構築し、市場の求める生産量の確保と、地域の特産物の開発と高値で売れる販路を開拓する必要がありますし、グリーンツーリズムの取組現状(交流人口等)としては、市内における各体験農園には約2,000人が訪れているが、体験施設が一部の地域に偏っており、農業拠点施設となるゆりの里公園付近では体験農園施設が少ない現状であり、地域外の人との交流を拡大し、施設を魅力あるものとするため、人が訪れるための農村らしい施設を併設する必要がある。

今後の展開方向等(※4)

農林水産物直売所、農家レストランを整備し、新たな農産物の生産拡大とブランド化、加工商品の開発など積極的に行い、地域の特産品を販売、提供することにより、安定的な生産と農業所得の向上、さらに県内外への販路を積極的に開拓することで、農林水産物の活性化を目指す。また、ゆりの里公園内において、農産物直売所や、農家レストランの整備をおこない、総合的な拠点施設とすることで、農産物直売所では、地域の農産物を集約して販売し、農家レストランでは、地位置で栽培された新鮮野菜の提供、自然環境保全・活用施設では訪れた観光客をもてなし、それぞれの施設において地域外からの集客に結びつけるとともに総合的な拠点施設として農産物の生産拡大することで農業所得の向上になるなどの相乗効果を創出することで、交流人口等の増加に繋げて農村地域の振興を図る

本地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地の有効利用を中心課題としつつ、農林業の総合的な振興を図る観点から積極的に推進を図るものとする。このため、地域に存在する美しい自然、伝統文化や多様な農林業生産活動を活かした農村滞在型余暇活動及び農村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて、地域の農林業の振興及び地域の活性化を総合的に図っていくものとする。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
坂井市	春江地区	受入機能強化施設(地域連携販売力強化施設)	坂井市	有	ハ	
坂井市	春江地区	自然環境保全・活用施設	坂井市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
坂井市	春江地区	創意工夫発揮事業	坂井市	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

春江地区(福井県坂井市)	区域面積(※2)	13,034ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域 13,034haの内、農林地面積は7,435haで全体の57.0%を占めている。 就業者に占める農林業従事者の割合は10.4%である。		
②法第3条第2号関係: 人口減少(平成17年【10月1日現在】88,590人⇒平成22年【10月1日現在】88,458人で0.15%の減)及び高齢化傾向(65歳以上、平成17年【10月1日現在】17,851人⇒平成22年【10月1日現在】19,929人で11.64%の増)からみて、生産性の高い農業を確立し、販路拡大を図ることにより農業所得と経営意欲の向上を図り、定住化を図ることは必要不可欠である。また、坂井市の総合計画では、持続可能な農業の推進として、6次産業化・農産物の特産化を施策目標としており、農林水産業の振興を図りながら活性化をつなげていくこととしている。		
③法第3条第3号関係: 当該地区は、市面積(20,991ha)より用途地域(≡市街地形成区域、1,786ha)、三里浜地区活性化区域(561ha)、竹田地区活性化区域(5,000ha、竹田地区以外の山林610a)を控除した区域としている。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当なし	

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標

主要な交流施設の入込客数の増加(増加率目標7.36%)がされているか、計画年度での達成が確実となるよう努める。
(H24年～H26年累計6,256,773人 → H27年～H29年累計6,682,689人 増加率: $6,682 \text{千人} \div 6,256 \text{千人} \times 100 - 100 = 6.80\%$)

評価

計画最終年度の翌年度(平成30年度)5月に、農村整備課・農林水産課・観光産業課・シティーセールス推進室・地元農業協同組合・本事業関係者を招集し、観光産業課が県へ報告する観光客数のうち、活性化区域内の入込客数を平成27年から平成29年まで集計し、達成状況の確認・検証を行う。また、評価の妥当性について、第三者へ意見聴取を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

春江地区活性化区域図

